

平和と民主主義をともにつくる会・大阪との協議等議事録（要旨）

城東区役所 総務課（総合企画）

- 1 日 時 令和7年3月19日（水） 15:00～17:00
- 2 場 所 城東区役所 3階 311～313 会議室
- 3 団 体 名 平和と民主主義をともにつくる会・大阪
- 4 協議等の趣旨 現行保険証とマイナ保険証の併用を続けることを求める要請

5 出席者

（団体側）約15人

（本市）福祉局 2人

城東区役所 1人

6 議 事

（1）マイナ保険証利用時のトラブル発生状況について

（団体要望概要）

- ① 質問事項1の回答でトラブルを把握していないとあるが、どのような方法で確認したのか。

多くの自治体から保険証の継続を求める意見書が出されている状況のなか、大阪市としてもどんな問題が生じているか調べていただきたい。

- ② マイナ保険証に関わる相談は区役所の窓口には一切ないのか。

（本市説明概要）

- ① 医療機関におけるトラブルに関しては、国から医療機関に対し、資格確認の手順についての通知が出されており、それに基づいて処理されているが、各保険者が利用時のトラブルについて報告を受ける仕組みはなく、保険者が集計する手立てもない。また、調査をする立場にもないため、トラブルの事実を把握していないと回答したところである。保険者がそういったトラブルの類型を把握していなくとも、それに代替する手立ては国において講じられているとの認識である。
- なお、国がそういったトラブルについて集約をしているのであれば、国に対し問い合わせをしていきたい。

- ② 医療機関の窓口でのトラブルや苦情について、区役所の窓口や電話でのお問合せは今のところ特にない。また、マイナンバーカードの申請時の手続きなど、住民情報担当に関わる内容については担当外のため把握していない。

(2) 資格確認書の交付方法、有効期限などについて

(団体要望概要)

- ① 質問事項2について、資格確認書の交付方法、有効期限、更新はどうなるのか。資格確認書の有効期限がホームページにも記載がない。どうなっているのか。また、いつまで使えるのか不安に思う声もあるが、広報がされていないのはなぜか。
- ② 保険証を紛失した場合には資格確認書の交付となると思うが、有効期限はどうなるのか。
- ③ マイナンバーカードを所持しかつ保険証利用登録をしている人でも、実際には紙の保険証で受診している人の方が多く、そういった方には資格確認書ではなく、資格情報のお知らせが届くが、資格確認書が届くと誤解している人も多いので、制度について周知してほしい。また、資格情報のお知らせは7月に1回きりの送付となることを周知してほしい。
- ④ マイナンバーカードの更新忘れなどで有効期限が切れた場合、どうなるのか。

(本市説明概要)

- ① 回答のなかでも触れているが、昨年10月末の保険証更新の際に個別に広報物を同封するとともに、ホームページによる周知で必要な情報伝達はさせていただいていると認識している。国民健康保険については令和7年10月末、後期高齢者医療については令和7年7月末がそれぞれ現行の保険証の最終の有効期限となっており、マイナ保険証をお持ちでない方に対しては有効期限が切れる前に1年間有効の資格確認書をお送りすることとしている。
資格確認書の有効期限については、各保険者が5年以内で定めることとされているが、大阪市の国民健康保険も大阪府後期高齢者医療についても1年更新としている。現状のホームページではそこまで詳細に記載できていないが、マイナ保険証をお持ちでない方へ資格確認書を送付する際には、当面1年ごとに申請によらず更新することについても明記していきたいと考えている。
- ② 再交付申請していただいたら資格確認書を交付するが、国民健康保険は10月末まで、後期高齢者医療については7月末まで、すなわち次の一斉更新のタイミングまで有効となる。
- ③ ご指摘の点については、しっかりと周知に努めたい。
- ④ マイナンバーカードが失効しても、その後3か月間は保険証として利用できるようになっており、その間に国から保険者へマイナンバーカードが失効した方のリスト

が提供されるので、保険者がプッシュ型で資格確認書を交付することになっている。

(3) マイナ保険証そのものに対する疑義について

(団体要望概要)

- ① マイナ保険証は強制ではないということだが、健康保険証を廃止してマイナ保険証に一本化することで実質強制となっているのではないか。大阪市として市民の健康を守る立場で、いい方向に進むかどうか、どこで議論されたのか。

(本市説明概要)

- ① マイナ保険証の仕組みはあくまで法律で定められたものであり、本市としては法令に基づき事務を執行していく執行機関であり、かつ国民健康保険の一保険者という立場であるため、法令の良し悪しを判断する立場にはない。

(4) 保険証利用登録解除の取り扱いについて

(団体要望概要)

- ① マイナンバーカードを所持し、かつ保険証登録をしている人には資格確認書が届かないが、届くと誤解している人がいる。その場合でも、利用登録を解除することによって資格確認書が届くようになるが、周知不十分であるので、区の広報誌で周知してほしい。また、窓口で解除申出書の用紙を設置してほしい。
- ② 対象者全員に解除申出書を送付してほしい。
- ③ 解除申出書の「理由欄」は記入必須ではないはずなので削除してほしい。

(本市説明概要)

- ① ホームページには掲載しているが、区役所窓口で解除申出書を設置するなどの対応や制度周知については検討する。区の広報誌での周知については、各区共通の内容ということもあり、区単独での対応は難しいがご意見としては承る。
- ② 対象者全員に解除申出書を送付することについては、内部で検討はするが実施は難しいと思う。
- ③ 解除申出書の理由欄については、記入は必須ではないものの、国の標準様式には理由欄の項目があるため、後々国への報告が必要になる可能性も考慮し現行の様式としている。様式の変更については国に対して標準様式に理由欄を設けた理由を確認するなど確認を行ったうえで検討していく。

(5) 災害時の対応について

(団体要望概要)

- ① 災害時において、マイナ保険証では本人確認ができないので、利便性などはなくな

る。国が対応すると言うが、地方自治体が命を守るという立場を貫かないといけ
ないのでは。

(本市説明概要)

- ① 大規模災害の際にはそもそも保険証やマイナンバーカードがない場合でも診療が
受けられるように国からきちんと取り扱いが示されるので、問題はないと認識して
いる。

(6) 資格確認書の本人確認書類としての取扱いについて

(団体要望概要)

- ① 保険証の代わりに発行される資格確認書が、保険証と同様に本人確認書類として使
用できるのか確認したい。保険証を本人確認書類として使用してきた市民が困るこ
とになるので、大阪市では手続きの際に資格確認書を本人確認書類として認めるか
どうか確認したい。

(本市説明概要)

本市の行政手続きに関しては、本人確認書類の規定は手続きごとに異なり、我々は取
りまとめる立場にはないため、回答できない。

《協議終了後に確認した事項》

・資格確認書の取り扱いについて、城東区役所窓口サービス課では、本人確認書類の2点
のうちの1点として認める取り扱いとなることを確認した。